

令和 7 年 2 月 県 議 会 定 例 会 議 案 一 覧

〔予算議案〕

第 1 号 令和 7 年度香川県一般会計予算議案

第 2 号 令和 7 年度香川県特別会計予算議案

第 3 号 令和 7 年度香川県立病院事業会計予算議案

第 4 号 令和 7 年度香川県流域下水道事業会計予算議案

〔予算外議案〕

第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案

- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。
 - ① 職員の給与に関する条例
 - ② 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
 - ③ 香川県青少年保護育成条例
 - ④ 公立学校職員の給与に関する条例
 - ⑤ 香川県恩給条例
 - ⑥ 香川県職員退職手当条例
 - ⑦ 香川県港湾管理条例
 - ⑧ 香川県迷惑行為等防止条例
 - ⑨ 香川県屋外広告物条例
 - ⑩ 香川県心身障害者扶養共済制度条例
 - ⑪ 香川県生活環境の保全に関する条例
 - ⑫ 香川県自然環境保全条例
 - ⑬ 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
 - ⑭ 香川県立自然公園条例
 - ⑮ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
 - ⑯ 香川県情報公開条例
 - ⑰ みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例
 - ⑱ 香川県暴走族等の追放に関する条例
 - ⑲ 香川県砂防指定地管理条例
 - ⑳ 香川県ふぐの処理等に関する条例

- ⑳ 香川県希少野生生物の保護に関する条例
- ㉑ 香川県石綿による健康被害の防止に関する条例
- ㉒ 香川県統計調査条例
- ㉓ 香川県暴力団排除推進条例
- ㉔ 香川県公文書等の管理に関する条例
- ㉕ 香川県行政不服審査会条例
- ㉖ 香川県個人情報保護条例

○ 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日

第 6 号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例議案

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえた「アナログ規制」の見直しを推進するため、関係条例について所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

① 香川県税条例の一部改正

- ・ 賦課徴収等に関する公示の方法として、不特定多数の者が閲覧できるようインターネット等での掲示を行うことを追加する。
- ・ 公示事項が記載された書面の掲示場への掲示に代えて、事務所等に設置したパソコンで閲覧できる状態に置くことも可能とする。

② 香川県都市公園条例の一部改正

- ・ 都市公園に設置された工作物等を公園管理者等が除却し、保管した場合の公示の方法として、不特定多数の者が閲覧できるようインターネット等での掲示を行うことを追加する。

③ 香川県屋外広告物条例の一部改正

- ・ 広告物等を県等が除却し、保管した場合の公示の方法として、不特定多数の者が閲覧できるようインターネット等での掲示を行うことを追加する。

④ 香川県行政手続条例の一部改正

- ・ 聴聞等に関する公示の方法として、不特定多数の者が閲覧できるようインターネット等での掲示を行うことを追加する。
- ・ 公示事項が記載された書面の掲示場への掲示に代えて、事務所に設置したパソコンで閲覧できる状態に置くことも可能とする。

⑤ 香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正

- ・ 各市町が処理することとする事務から、生活保護法や都市公園法等の規定による申請等に係る書類の受付及び知事への送付に関する事務を削除する。

○ 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日、規則で定める日

第 7 号 香川県税条例の一部を改正する条例議案

○ 法人県民税の法人税割について、一定基準以上の法人に対して現在行っている超過課税の適用期間を 5 年間延長するもの。

○ 施行期日 公布の日

第 8 号 香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例議案

- 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費の状況並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び利用料金並びに手数料について見直しを行い、改定するもの。

(主なもの)

- ・ 改定

種 別 等	現 行	改定後
栗林公園の入園料（個人利用・一般）	1 人 1 回 410 円	1 人 1 回 500 円
さぬきこどもの国の利用料金 スペースシアター	1 人につき 1 回 510 円	1 人につき 1 回 600 円

- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日ほか

第 9 号 香川県港湾管理条例の一部を改正する条例議案

- 高松港港湾施設について、大型プレジャーボートの誘致及びイベントの開催を推進するために新たに使用料を定めるほか、高松港及びその他港湾において、電気料金の高騰を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(主なもの)

・ 新規

種 別 等	単位・金額
高松港港湾施設使用料 係船料 玉藻地区マイナス 10 メートル岸壁及び中央埠頭 (マイナス 7.5 メートル) 岸壁の係留施設 プレジャーボート (全長が 24 メートル以上の ものに限る。) 1 隻につき 1 日	船舶の長さ 1 メートルにつき 800 円 (給電設備及び船舶給水料の料金 を含む。)
港湾環境整備施設使用料 シーフロントプロムナード 1 日	1 平方メートルにつき 25 円

・ 改定

種 別 等	現 行	改定後
高松港港湾施設使用料 野積場使用料 夜間照明施設 1 キロワット時につき	22.00 円	42.00 円

- 施行期日 公布の日から起算して 30 日を経過した日

第 10 号 香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

- 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正により、保管場所標章が廃止されることに伴い、自動車保管場所標章交付手数料及び自動車保管場所標章再交付手数料を廃止するもの。
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 11 号 香川県使用料、手数料条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

- 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

① 香川県使用料、手数料条例の一部改正

- ・ 一定の盛土等や土石の堆積を行う場合の許可申請手数料等を、新たに設定する。
- ・ 新規

種 別 等	単位・金額
工事許可申請手数料	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	
盛土又は切土をする土地の面積の合計	
500 平方メートル以下	1 件 16,000 円
土石の堆積に関する工事の場合	
土石の堆積をする土地の面積の合計	
500 平方メートル以下	1 件 11,000 円

② 香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正

- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法による許可の申請等に関して、市町が受付し、知事へ送付する書類を、新たに設定する。

○ 施行期日 令和 7 年 1 0 月 1 日

第 1 2 号 香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例議案

- 土砂等による埋立て等について規制を行うことにより、埋立て等に伴う土壌の汚染を防止するため、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 土砂基準を定め、土砂基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等の禁止及び当該埋立て等を行う者への土地提供の禁止について定める。
- ・ 埋立て等区域外において採取された土砂等による埋立て等で、面積が 3,000 m²以上のものを特定埋立て等とし、森林等において特定埋立て等を行う者に対し、事前に知事へ埋立て等の実施の届出を義務付けることを定める。

○ 施行期日 令和 7 年 1 0 月 1 日

第 13 号 香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例議案

- 修学資金の貸付内容の充実を図るため、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 修学資金を貸し付ける期間を、最大 72 月と定める。
- ・ 返還の債務の免除等に係る要件について、「大学の卒業後直ちに職務に従事すること」を「大学の卒業後 2 年以内に獣医師の免許を取得し、直ちに職務に従事すること」に緩和する。

- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 14 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 引用している法の条項を改める。
- ・ 令において準法定事務とされた事務の処理に関して個人番号を利用することが可能となったことに伴い、令と重複する事務を削除する。

- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日、規則で定める日

第 15 号 香川県青少年保護育成条例及び香川県ネット・ゲーム依存症対策条例の一部を改正する条例議案

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、引用している法律名称及び条項を改めるもの。
- 施行期日 規則で定める日

第 16 号 香川県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例議案

- 国の定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の全部改正及び歯科口腔保健を取り巻く環境の変化を踏まえ、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりへの取組を推進するため、所要の改正を行うもの。
(主な改正内容)
 - ・ 条例の目的に、健康寿命の延伸を追加する。
 - ・ 県民の責務としての歯科口腔保健への取組について、生涯にわたるものであることを定める。
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 17 号 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例議案

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 職員の配置基準について、3歳児は子ども15人につき1人（現行子ども20人につき1人）とし、4・5歳児は子ども25人につき1人（現行子ども30人につき1人）とする。
- ・ 満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う際の要件としてい、栄養士による指導について、栄養士又は管理栄養士による指導と改める。

- 施行期日 公布の日、令和7年4月1日

第 18 号 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 児童福祉法等の一部改正に伴い、国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準に規定する基準をもって、条例で定めるべき一時保護施設の設備及び運営に関する基準とするなど、所要の改正を行うもの。

- 施行期日 公布の日

第19号 香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例議案

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用している条項を改めるもの。
- 施行期日 令和7年6月1日

第20号 香川県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案

- 令和7年12月1日に予定されている民生委員の一斉改選に向け、地域の実情を踏まえた適切な定数になるよう、丸亀市、観音寺市及び直島町の区域の民生委員の定数を改めるもの。
- 施行期日 令和7年12月1日

第21号 香川県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例議案

- こども基本法において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、委員定数を増員し、委員の任命対象に子ども・若者を追加するもの。
- 施行期日 公布の日

第 2 2 号 香川県企業誘致条例の一部を改正する条例議案

- 県内への企業誘致を推進するため、物流拠点を整備し賃貸を行う者を助成措置の対象とするもの。
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 2 3 号 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

- 農地法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
(主な改正内容)
 - ・ 農地の違反転用者等が原状回復等の措置命令に従わなかった場合に行う公表を、高松市が処理する事務に加える。
 - ・ 引用している農地法の条項を改める。
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 2 4 号 香川県営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案

- 建設業法施行令の一部改正に伴い、引用している条項を改めるもの。
- 施行期日 公布の日

第 2 5 号 香川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案

- 介護保険法の一部改正に伴い、時限規定を削除するもの。
- 施行期日 公布の日

第 2 6 号 香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例議案

- サイバー空間を巡る脅威に的確に対処するための機能強化を図るため、警務部の所掌事務に、サイバー事案に係る犯罪の捜査等を加えるもの。
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 27 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例議案

- 一般職の職員の給料改定等の状況を総合的に勘案し、行政委員会の委員その他の非常勤の職員に対する報酬の額を改定するもの。

(主なもの)

行政委員会等	現 行	改正後
人事委員会 委員長	月額 191,000 円	月額 194,300 円
委員	月額 180,000 円	月額 183,100 円
選挙管理委員会 委員長	日額 30,000 円	日額 30,500 円
	月額 41,000 円	月額 41,700 円
委員	日額 28,000 円	日額 28,500 円
	月額 38,000 円	月額 38,600 円

- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第28号 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 知事等の給料月額等についての香川県特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(改正内容)

① 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部改正

	知 事	副知事	病院事業管理者	教育長	常勤の監査委員
現 行	月額 128 万 5 千円	月額 98 万円	月額 92 万円	月額 81 万円	月額 62 万 3 千円
改 定	月額 131 万円	月額 100 万円	月額 94 万円	月額 82 万円	月額 63 万円

② 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正

	議 長	副議長	議 員
現 行	月額 94 万円	月額 85 万円	月額 80 万円
改 定	月額 96 万円	月額 86 万円	月額 81 万円

③ 職員の給与に関する条例の一部改正

	香川県立保健医療大学学長（上限額）
現 行	月額 86 万円
改 定	月額 87 万円

- 施行期日 令和7年4月1日

第 29 号 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

- 子育て部分休暇の導入に伴い、子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合に給与を減額する規定を設けるもの。
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 30 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、育児のための所定労働時間の制限について、子の対象年齢を 3 歳から小学校始期に達するまでに拡大するもの。
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 31 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例議案

- 地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、引用している条項を改めるなど、所要の改正を行うもの。
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 3 2 号 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例議案

- 国家公務員退職手当法等の一部改正により、国家公務員に適用される退職手当制度が変更される状況を踏まえ、国家公務員との均衡を考慮して、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 会計年度任用職員の勤務時間について、フレックスタイム制を適用した場合においても、所定の単位期間あたりの総労働時間数が常勤職員以上となるよう維持されている場合には、退職手当を支給する。

- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 3 3 号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 公務のために旅行する職員等に支給する旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応するとともに、より旅行の実態に即したものとするため、宿泊費を定額支給から上限付き実費支給とするなど、所要の改正を行うもの。

- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 3 4 号 香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案

- 第 49 回全国高等学校総合文化祭の開催等を踏まえ、県立学校職員の定数を改めるもの。
 - ・ 県立学校職員の定数を 2, 5 2 4 人（現行 2, 5 0 0 人）とする。

- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 3 5 号 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画の変更について

- 現 計 画 期 間 令和 3 年度から令和 7 年度まで
- 変 更 理 由 本計画に掲げる指標について、状況の変化を踏まえた点検を行った結果、見直しを行うこととし、計画を変更する。
- 主な変更内容 「地域子育て支援拠点事業実施箇所数」や「がん検診受診率」など 9 の指標について、目標値等の変更を行う。

第 3 6 号 第 2 期香川県健やか子ども支援計画の変更について

- 現 計 画 期 間 令和 2 年度から令和 6 年度まで
- 変 更 理 由 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の計画期間満了に伴う改正を行うとともに、こども基本法及びこども大綱が定められたことによる所要の改正を行う。
- 主な変更内容 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」など、子ども・子育て支援施策に関する計画を一体のものとして策定した計画として位置づけるとともに、計画期間を 1 年延長し、令和 7 年度までとする。

第 3 7 号 権利の放棄について

- 回収が不能となった老人・障害者居室等整備資金貸付金に係る債権について権利を放棄するもの。
 - ・ 債務者 1 名
 - ・ 金 額 元金 1 0 8 , 6 6 5 円及びその利子に係る債権

第 3 8 号 権利の放棄について

- 回収が不能となった県営住宅家賃等に係る債権について権利を放棄するもの。
 - ・ 債務者 2 名
 - ・ 金 額 6 1 6 , 0 0 1 円

第 3 9 号 権利の放棄について

- 回収が不能となった交通安全施設毀損に伴う修繕立替金に係る債権について権利を放棄するもの。
 - ・ 債務者 1 名
 - ・ 金 額 1 , 0 6 7 , 0 0 0 円

第40号 権利の放棄について

○ 回収が不能となった県立病院の診療費に係る債権について権利を放棄するもの。

- ・ 債務者 3名
- ・ 金 額 576,626円

第41号 香川県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関の指定について

○ 指定金融機関 株式会社百十四銀行

○ 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

第42号 流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

○ 令和7年度において県が行う流域下水道の維持管理等に要する費用について、受益市町が負担する額を定めるもの。

	負 担 額	市 町 名
中讃流域下水道 大東川処理区	流入水量に1 m ³ 当たり 110円66銭を乗じて得た額	丸亀市、坂出市、宇多津町、綾川町
中讃流域下水道 金倉川処理区	流入水量に1 m ³ 当たり 105円82銭を乗じて得た額	善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町

第 4 3 号 包括外部監査契約の締結について

- 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 契約の始期 令和 7 年 4 月 1 日
- 契約の金額 1 1, 6 8 2, 0 0 0 円を上限とする金額
- 契約の相手方 白川 尊大

第 4 4 号 訴訟の提起について

- 県営住宅家賃の長期滞納者等に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いの請求の訴えを提起するもの。
- 明渡しを求める住宅 1 9 戸

第45号 調停の成立について

- 県管理道路照明灯の電気料金に関する調停事件について、調停を成立させるもの。
- 相手方 四国電力株式会社
- 主な内容
 - ・ 香川県は、四国電力株式会社に対し、令和5年3月分までの道路照明灯に係る未契約分の電気料金として195万5438円を支払う。
 - ・ 四国電力株式会社は、香川県が実施する道路照明灯の整備及びLED化推進に賛同し、香川県に対し、協力金として480万円を支払う。

第46号 和解について

- 消防学校に納入された冷温水機が県の求めていた冷房能力を満たしていないとされたことに対する損害賠償請求について、その後相手方から、和解金の提示があり、その提示額に相応の理由があると認め和解するもの。
- 和解の内容 香川県は、川重冷熱工業株式会社から金670,000円の支払いを受ける。